

京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第119号

京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、次項に定めるもののほか、京都市補助金等の交付等に関する条例（次条第2項第5号を除き、以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において「局区等の長」とは、京都市事務分掌条例第1条に規定する局、区役所及び区役所支所、消防局、上下水道局、市会事務局並びに教育委員会事務局の長（担当局長を含む。）をいう。

(補助金等の交付状況の公表)

第2条 条例第8条の規定による公表は、前会計年度における補助金等の交付の状況を取りまとめて行うものとする。

2 条例第8条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業等
- (2) 補助金等の交付を受けたもの
- (3) 補助金等の公表を行う会計年度における当該補助金等の予算額
- (4) 補助金等の額の算定方法
- (5) 京都市補助金等の交付等に関する条例第6条第2項各号に掲げる事項を定める法令、条例、規則、要綱その他の定めのある名称（当該定めが2以上ある場合にあ

っては、主たる定め名称)

(6) 補助金等の交付に関する事務を所掌する組織の名称

(7) その他市長等が必要と認める事項

3 市長等は、条例第8条の規定による公表を行うに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 公表する事項に、個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものが含まれる場合にあっては、当該個人の権利利益を不当に侵害することがないようにすること。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護に支障が生じないようにすること。

(交付の申請書の記載事項)

第3条 条例第9条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 補助金等の交付を受けようとするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 補助事業等の内容

(3) 補助事業等に要する費用の総額、補助事業等の経費の配分、補助事業等の完了の予定年月日その他補助事業等の遂行に関する計画

(4) 前号に規定する費用の総額のうち、補助金等の交付申請額及びその算出の基礎

(5) その他当該補助金等を所管する局区等の長が必要と認める事項

2 局区等の長は、前項の規定にかかわらず、補助事業等の内容に照らして、同項各号に掲げる事項を記載させる必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

3 前2項の規定は、他の規則に条例第9条に規定する申請書の記載事項又は様式の

定めがある補助金等については、適用しない。

(申請の取下げの期限)

第4条 条例第13条第1項に規定する市長等が定める期日は、補助金等の交付の申請をしたものが条例第12条第1項の規定による通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。ただし、局区等の長は、必要があると認めるときは、当該期日について別段の定めをすることができる。

(関係書類の保存期間)

第5条 条例第16条第1項に規定する市長等が定める期間は、補助事業等を完了し、又は廃止した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の翌年度から起算して5年とする。ただし、局区等の長は、必要があると認めるときは、当該期間について別段の定めをすることができる。

(身分証明書)

第6条 条例第27条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

		第 号	
身 分 証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
		年 月 日	生
上記の者は、京都市補助金等の交付等に関する条例第27条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。			
		年 月 日	
京都市長			印

備考 上下水道局長が指定する職員の身分証明書の場合は、「京都市長」とあるのは、「京都市公営企業管理者上下水道局長」とする。

(行財政局コンプライアンス推進室)